

## 会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度第 1 回 杉並民間事業化審査モニタリング委員会
日 時	平成 22 年 8 月 27 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 34 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥、鎌形、黒川、南 区側 行政管理担当部長、行政改革担当副参事、特命事項担当副参事、 企画調整担当係長
配布資料	資料 1 平成 21 年度第 5 回杉並民間事業化審査モニタリング委員会の概要 資料 2 平成 21 年度モニタリング実施結果について 別紙 平成 21 年度モニタリング集計 資料 3 平成 22 年度モニタリングの実施について 別紙 平成 22 年度モニタリングにおける各部評価方針一覧 資料 4 採択事業の取組み状況 資料 5 電子地域通貨事業の取組みについて 資料 6 平成 22 年度杉並行政サービス民間事業化提案制度について
会議次第	1 開会 2 議事 (1)モニタリングの実施について ・21 年度モニタリング実施結果 ・22 年度モニタリング評価方針 (2)採択事業の取組み状況について (3)今年度の民間事業化提案制度について 3 閉会

○委員長 それでは、ことしの第1回の委員会を開催したいと思います。

初めに、資料の確認をお願いします。

○行政改革担当副参事 それでは、お配りしている資料につきましてご確認をお願いいたします。

1枚目は次第書類がございます。

2枚目といたしまして、資料1、21年度第5回の委員会の概要になります。こちらの方が3枚つづりのものになります。

それから、資料2といたしまして、平成21年度モニタリング実施結果についてということで、こちらは2枚つづりのものになります。

資料3の方になりますが、こちらは平成22年度モニタリングの実施についてということで、4枚つづりの紙になります。

続きまして、資料4、採択事業の取組み状況ということで、こちらは1枚、両面刷りのものになります。

資料5に参りますが、電子地域通貨事業の取組みについてということで、こちらも1枚両面刷りのものになります。

資料6といたしまして、平成22年度杉並行政サービス民間事業化提案制度についての1枚になります。

以上でございます。資料6まででございます。よろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。

それでは、議題1番目、モニタリングの実施についてということで、事務局からご説明をお願いします。

○行政改革担当副参事 はい。それでは、私の方からご報告させていただきます。

資料2と資料3でございます。資料2、平成21年度モニタリング実施結果についての資料について、まずご説明申し上げます。

こちらの方、平成21年度のモニタリングの結果についてでございます。平成21年度のモニタリングは、20年10月改訂の「モニタリングのガイドライン」の内容に基づきまして、プロポーザル方式、また指定管理等の業務を新たに加えつつ、250業務を対象にモニタリングを実施してございます。

評価結果につきましては、記載のとおりでございますけれども、普通以上ということで、すべて結果が出てございます。

評価に関しましては、評点評価とABCという3段階の評価、この二通りで行われておりますが、いずれも「普通」以上ということで、結果の方が出てございます。

ただ、あわせまして、こちらの方、地域区民センターだけ、通常は120点満点での評価をしておるところなんですけど、地域区民センターの評価のみは100点満点で行っておりまして、こちらは換算の結果という形で評定の方を加えてございます。

めくっていただきまして、「改善指示等」のところになりますが、モニタリングを実施した結果、「普通」以上ということで、おおむね良好という結果であったわけですが、その内容につきましては、一部改善指示等を行った件数がございます。これが全部で30件ございます。内容は記載のとおりでございます。こちらの方のうち、2件について、ゆうゆう館の受付等の業務、また自転車駐輪場に関しましては、改善計画の文書の提出等をさせるということで、少々強めの指示を行っているところです。

また、昨年度に関しましては、一部の施設におきまして、労働関係、労務上のトラブルというのがございました。こちらの方をかんがみまして、今年度、平成22年度のモニタリングからは、労働関係法令の遵守について、こちらモニタリングの項目として加えて実施するというところで予定しているところでございます。

こちらが、まずモニタリングの実施結果ということでございます。

資料2の別紙の方は、それぞれの評価の結果でございますので、参考までにごらんいただければと思います。

あわせまして、資料3、平成22年度のモニタリングの実施についての資料でございます。21年度の実施方針につきましては、今申し上げたとおりでございます。今年度からは、労働関係法令の遵守について、こちらの方を確認することとしてございます。

なお、労働関係法令のモニタリングにつきましては、21年度先行して指定管理を実施しているところについてはモニタリングを行っているところでございます。

22年度の実施方針でございますが、履行評価等の検証の中に労働関係を加えるということが改善というものになります。

あわせて、評価者を複数にするというふうなことを取組みの中に加えまして、区の方の委託者側の評価につきましても、担当者1名というわけではなく、複数人間が評価をすることによって、評価の内容を少し向上させるというふうなことで進めるというふうにご検討してございます。

それから、運営委託等の施設につきましては、CS調査を実施する予定でございます。

顧客満足度の調査を行う数、また施設の具体的な名称等につきましては、これ、覆面調査でやる予定でございますので、公表はしてございません。

中に書いてあります資料、その他につきましては、各部の方針等がございます。それぞれ、政策経営部から始まりまして、教育委員会、事務局まで、それぞれの部の評価方針というものを定めてございます。そちらの方は資料としてごらんいただければと思います。

私からは以上です。

○委員長 はい。一気に説明していただいて。

○行政改革担当副参事 すみません。ちょっと早口なもので。

○委員長 すみません。

まず、何かご質問はありますか。

○委員 ちょっとよろしいですか。評価の「評点評価」は問題ないと思うんですけど、ABCはどういうことになりますかね。つまり、ABCで一応C以上をとってればいいということなんですよ。通った、通らないというのと、ABCとどういうふうになるんですか。

○行政改革担当副参事 すみません。ABC区分に関しましては、いわゆる3段階になりますが。こちらの方で申し上げますと、3段階ありますが、その下も一応あるような評価と、実は2種類ございまして。資料2の別紙の方をごらんいただければと思うんですが、ABC評価については3業務ございまして、こちらの方で言いますと、上の二つ、ケアハウスに関しましては、本当の3段階、ABCでの評価をしてございます。もう一つあります給食の調理業務の委託に関しましては、4段階での評価をしてございまして、ABCDと。ただ、このBとCが一つにくくられると申しますか、そういった形での評価という意味合いで3段階というふうに申し上げているんですが、こちらの方で評価をしてございます。

実際には、Cの評定であったとしても、改善指示等を行うことによって、今後も継続の可能性ができるというか、今後もできるというふうに判断できるものについては、そのまま評定としてはよしというふうな形をとっているものになります。

○委員 おおよそはわかるんですが。実は、横浜の第三者評価で、ABCが非常に評判が悪いので、パスあるいはパスじゃないというか、何か特記事項があれば、文書で書こうというような改善の方向でちょっと議論したことがあるんですが、なぜかという、ABCでやると、どうしてもBで基準を突破しているにもかかわらず、Aを求めると、実はかなり無理が入るときもあるんですね。そのマニュアルの基準によりますけど。

それから、もし A をとれば、例えば、2 年継続とか 3 年継続とかいうインセンティブがあれば、そういった努力もいけれど、結局 A と B は業務の委託料の問題と、今後の業務の継続性だとか、何か差があるのかというと、実はないんじゃないかと思うんですよ。そうすると、A と B を区別する一番の理由は、一体どこに出てくるんだろうかということになるんですけどね。その辺はどうでしょうか。

○行政改革担当副参事 正直申し上げて、そのあたりのところのインセンティブは働いていないかなと思います。今、確かにご指摘のとおりかなというところもございます。

3 段階については、内部でも、これが妥当かどうか、評点評価をやっているところが当然これだけの数ありますので、やはり 3 段階ではなく評点評価の方がいいんじゃないかというふうな議論もございます。そういったところは今後検討はしてまいりたいというふうには考えてございます。

○委員 そうですね。多分事業者の側の負担が大きくなると思って。評点ですと、100 点というのはほとんど余りないので、そこそこ努力義務がどこの点でというのは非常に客観的に示されるので、ここを改善しようか、いや、そうはいつでも、合格しているからいいかとか。ところが、A B C になると、何かこう、妙な圧迫感を与えて、A じゃないと、次はとれないんじゃないかとか。だから、そんなことが実際には現場では起こっているの。

極めて A B C で評価するのは妥当のように思えて、実務上というか、現場サイドの、しかも業務請負の特別な——特別契約関係というわけじゃないですけど、ちょっと権利義務関係を事業者の側の方が誤解しやすいので。その辺、少し精査した方がいいかなと思いつて。

○委員長 これ、A B C になっているのと評点評価になっているのは、どこの違いから来ているんですか。

○特命事項担当副参事 A B C 評価については、従来からそのやり方でやっているの、前との比較をするために、そのままにしているというところでは。

○委員 そうですよ。重々承知ですが、あえて。

○行政改革担当副参事 ご指摘の点を踏まえて、これに関しては、確かに 3 段階ですと、優、良、可になりがちなところがございます、不可という判定がしにくいというところは確かにございますので、このあたりは、ご指摘を踏まえて改善は検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長 これは C でもパス。

○行政改革担当副参事 今の状況ではパスととらえているかと思います。

○委員 若干改善している。

それからあと、すみません、私ばかりで。あと、資料3のアンケート調査、第三者機関等による評価の手法というので、第三者評価機関等というところにちょっと反応しているんですが、実際にはどんな取り組みなんでしょう。

○行政改革担当副参事 第三者評価委員会というのを、施設などによっては、とらえたりもしております。これは利用者代表の方とか、学識経験の方とか、そういった方々で構成したりとか、そういった形で行ったりする機関を設けるというふうなものが行われています。これから先もそういったところが出てくるような手法の改善をしていただきたいということを各施設に申し送りしています。

資料2の別紙の方をちょっとごらんいただきたいんですけども、第三者機関を設置している17業務ということで、機関名、それぞれ記載させていただいているところです。この施設等に関しましては、先ほど申し上げたとおり、利用者代表の方、また公認会計士の方ですとか学識経験の方、そういった方々で構成する第三者委員会を設置して、それぞれ経営の評価等を行っているというふうなものでございます。資料2の別紙の方です。

○行政管理担当部長 上の段に。先ほどABCの話をした、一番上の。

○委員 すみません。わかりました。

○委員長 何か、例えば、小学校の給食の委託で、Aの学校の生徒とBの学校の生徒と、何か同じように給食を受けているのに、給食そのものに差があるわけじゃなくて、このA、Bというのは、経営とか運営のところから出てくるんだろうと思うんだけど。何かBの方の生徒はかわいそうな感じがしてくるんだけど。そういうのはありなのかなとか思っちゃうんだよね。どういうふう考えたらいいのか。Bになってしまう理由というのは、どういうところから来るんですかね。

○行政改革担当副参事 この辺は、給食の質の問題ではなくて……

○委員長 ではないよね。じゃないからね。

○行政改革担当副参事 どちらかというと、従業員の連絡調整ですとか、学校との間での調整の不足の部分ですとか。生徒に提供する給食の質ではなくて、学校との間で提供されるサービスの質というんでしょうか、そういったところでの評価が分かれているというふうになるかと思います。

○委員長 もう一個、さっき資料3の方で、ことしから労働関係法令の遵守の話があった

んですけど。さっき、ある幾つかの施設でこの種の問題が起きたと。具体的に、何かもう少しインフォメーションをもらえますか。

○行政改革担当副参事 はい。昨年度になりますけれども、地域区民センターになるんですけれども、施設で給与の未払いという問題が発生しました。いわゆる労使間での問題が発生しまして、もともと受託している業者そのものが経営悪化をしていたということで、区の方の支払いは行っていたわけなんですけども、まだその支払った金額の方から従業員の給与がなかったというふうな問題がありまして、このあたりのところ、実際に働いている従業員の方々から区の方に通報等もありました。それで、区の方からも事業者に対して、それぞれ働きかけをして、その問題そのものについては一定の解決を見たんですけれども。

ただ、こういう問題、今、特にワーキングプアの問題とかも出ております。特に、官製ワーキングプアという言葉も出ておりますので、課題なのかなというふうな認識がございます。そういったところもありまして、今年度、労働関係法令、特に、労使協定ですとか、それから超過勤務等を行う場合のきちんとした話し合いが行われているか、こういった法令の遵守というところをきちんと見ていく必要があるんじゃないかという判断のもとに、今年度から実施していこうということになったものです。

○委員長 これはよくありそうなことなんですか、こういうことって。

○委員 今後、結構あると思うんです。つまり事業者が割と小さな施設の小さな金額の請負だと、大きな、要するに、いわゆる中堅企業クラス以上が出てこない可能性があるんですよね。そうすると、やっぱり今の環境ですので、本業ではそこそこの利益が確保されるものの、副業でつぶれちゃうとどうのとか、いろんな事件が起りやすいということがあります。

○委員長 これは、例えば、委託するときの委託の価格を競争入札で下げてきてしまっているために、そのことがこういう問題を起すというふうになっているんだとすると、やや責任は管理者側にあるんじゃないの。

○委員 一部ありますね。

○委員 あと、いいですか。今回は多分それでそのまま継続ということだったと思うんですけれども、全国で見ると、指定管理者なんかで、その事業自体は継続できるんですけど、本業の方がやっぱり景気が悪くなっちゃって、継続できなくなってしまって、撤退みたいな事例が結構出ていたりとかします。その辺の委託している業者さんの経営状況とかその辺を見ていないと、もしかして突然もうできません、ギブアップとかということ

になると、サービス自体が続けられなくなっちゃうという問題があるので、その辺は、ちょっと経営状況的なことも少しウオッチをしていった方が、サービスの維持という意味でもいいかなと思いますね。

○行政改革担当副参事 少し補足させていただきます。先ほど申し上げた事業者に関しては、実を申しますと、年度途中で事業者を交代するということがありました。

○委員 あったんですか。

○行政改革担当副参事 言い方はあれですけども、従業員の方々はそのままに、業者が変わったというふうなことで、従業員の方々の身分確保をしつつ、事業者を変えたというのがありました。

今、委員の方からご指摘があったとおりで、やはり経営状況についてというところもあるかと思いますが、あと、入札で競争原理が働くと、どうしても価格が下がっていくというのは助長してしまう傾向があるかと思っています。区の方で入札をする際に、やはり仕様書の中に、労働関係法令を遵守すること、当然ながら入っているんですけども、それを監視する目というのはなかなかなかったというふうには思います。一方で、プロポーザルですとかそういったところでは、経営状況の評価を加えつつ、業者を選定していくという作業もごさいます。ですので、入札制度そのものにもちょっと問題があるのかもしれないという認識はあります。ただ、このあたりのところは、今後改善をしていくべきという課題認識はしているんですが、まだ着手という段階ではなく、今後どうしていくべきなのかというところが必要かなと。

まず取り扱うべきは、今現在行っている事業者に対して、十分労働環境が保全されているかどうか、そういったところをチェックしていく目をまずつけていこうというのが私どものスタンスです。

○行政管理担当部長 また、さらに若干補足ですが、その業者というのは、たしか長期継続契約で、2年目にそういう、ちょっとほかの事情で経営が悪化してきたということがありましたから。委員がおっしゃったような形で、契約時だけじゃなくて、その後の後追いかけてどうやってリサーチしていくのかというのが必要なテーマかなというふうに思っています。

ちょうどそのとき議会でいろいろとありまして、究極的には公契約条例をつくらないのかといったような質問、提案もありまして、私どもとしては、公契約条例にはなかなか行き着かないけど、一般的なコンプライアンスの遵守ということじゃなくて、もうちょっと、

さっき言ったように、具体的に給料は毎月払っていますかとか、そういうきちんと労務管理、福利厚生をやっていますかというようなことを向こうから報告させて、それが実際払っていないのに払ったとなると虚偽の申告になりますから、当然それは信義則を含めてペナルティーの対象になるという形で、具体的に法令を遵守する、そういう仕組みをつくったというところですよ。

ただ、ここで本当に完全かどうかというのはありますから、これからもそういった観点から、特に、区も政権交代がございまして、新しい田中新区長はその辺については結構関心もあるというところも最近わかってきていますので、より具体的な検討というのが求められているのかなと、こんなふうに認識をしております。

○委員長 もともとは、だけど応募するときに、資格として、これまで何年間の間に不健全なことはなかったということを前提にして応募してもらっているわけですよ。ただ、この時期、こういう状態になると、苦しいところほど下げてでも仕事をとろうとされるからこういうことが起こっちゃうという。何かすごく難しいことかもしれないですね。

○行政改革担当副参事 確かに難しい問題かなというふうに思いますね。

○委員長 今まで余り気にしていなかったけど、この労働関係法令遵守というのは、かなり意識して、重たい項目として見ておかなければいけないかもしれない。

ほかに何かありますか。

これは点数、みんな高いよね。こんなものなの。ちょっと、この表を見ると、すごい高いんだけど。感覚として、何というか、委託した側からすると、何点ぐらいのところにあってくれたら、もうオーケーという感覚を持つんですか。80点ぐらいだと、もうよかったという感じなのかな。大学の先生が生徒を判断するときはAだから、きっと85点なんだよね。それでも、それをクリアしているからね、軽々と。

○行政改革担当副参事 評点そのものは120点満点。加点评価。

○委員長 あ、120点満点。そうか。

○行政改革担当副参事 ええ。加点項目を加えて120点満点としておりますので、100点満点というふうに見てしまうと、ちょっと高く見えるんですが、実際には120点満点ですので、それほど高くないのかもしれないです。

ただ、私ども自身は、評価する中で、やはり満点であるべきなのは理想なわけで、見ていく中で、最低限のレベルを達している、またはそれ以上のもの、プラスアルファの要素というのがどれだけあるか、そういったところを見ながらで、一定程度、やっぱり確保さ

れているよというところで、優良というのが判断できるものが数多く出てきたのかな。

また、サービスのレベルですとかそういったところも見ながら、必要な指示等を行ってまいった結果かなというふうには思います。

○委員長 基本的には、良好以上が、合計すると90%以上なので、これは高いよね。僕が知っているところと比べると、高いと思うんだけど。すごい。すごく恵まれているのかもしれない、杉並区は。

○委員 あとは、その点数の過重にもよるんじゃないですか。

○委員 いいですか。すみません。CS調査についてお伺いしたいんですけども、先ほど、これ、覆面調査でやられて、結果は公表しないというふうにおっしゃったと思いますが、そういうわけではなくて。

○行政改革担当副参事 じゃないです。

○委員 はい。ここでも、特に、CS調査の結果は出てきていませんけれども。

○行政改革担当副参事 今年度、実施予定ということで、まだ、22年度。

○委員 今年度については、8施設、スポーツ施設ではやったわけですよね。

○行政改革担当副参事 昨年度ということですか。

○委員 資料2の21年度の取組みのところ、スポーツ施設8カ所を対象に実施したと。今年度については、運営を委託している施設について実施するというのが資料3の方にありますけど。ですから、この21年度にやられたスポーツ施設8施設のCS調査結果がどうなっているのかという情報をいただきたいのと、その情報は、資料2の別紙にあります、これは第三者機関としては、体育施設指定管理者評価委員会の方には少なくとも報告されているのかどうか。そのモニタリングの中身に反映されているのかどうか、そこのところをちょっと確認させていただきたいんですが。

○特命事項担当副参事 はい。ここにも書いてありますように、スポーツ施設8カ所で実施をしまして、その結果は所管を通して事業者へ伝え、また、この体育施設指定管理者評価委員会にも所管課から伝えてあります。そういう状況です。

○委員 ここには、特に。私たちが把握する必要はないということなんではないでしょうか、CS調査の方は。第三者機関で見てもらっているから、それでいいというふうに、もう私たちは割り切ってしまうのかどうかという、そこのところがちょっと心配なので。

○特命事項担当副参事 そうですね。ここにはちょっと記載はしておりません。おおむね良好という結果だったんですね、結果としては。あと、具体的なそれぞれの施設について

は所管課にお伝えという形で、そこにとどまっています。

○委員 そうなんですね。

○行政管理担当部長 今、一応、それぞれの定数の中にこのCS調査の要素は入っているので、全体としてお示ししたということですが、別にあえて隠しているわけじゃないので、そこまでお伝えしなくてもいいかなという、そういうあれだったんですけど。別に構いませんので、CS調査、覆面調査がどうなっているかというのは、お知らせしても全然構わないと思います。

特に、これはモニタリングということで、委託している業者等を対象にしたものですが、当然、我々自身の覆面調査もしていますし、それはもうホームページで公表していますから。悪い職場も出して、そのまま公表していますから。そういった意味では、全然これについても、構わないでしょ。後日またお知らせさせていただきます。

○委員 そうですか。わかりました。じゃあ、この評点の中に、そのCS調査結果も反映されているというふうに理解してよろしいわけですね。

○行政管理担当部長 そうです。

○委員 わかりました。

あと、もう一点なんですけど、今年度は運営を委託している施設についてやるということですが、数としては、これはどれぐらいになるということになりますか。

○特命事項担当副参事 10カ所を今考えているところです。

○委員 全部というわけではなくて、抽出してということなんですか、10カ所というのは。

○特命事項担当副参事 そうですね。前はスポーツ施設というテーマでしたけど、そういうふうに1種類の施設を決めまして、それが10施設あるものですから、そちらをやるということになっています。

○委員長 コンシューマー・サティスファクションだとすると、利用している人から聞いちゃうわけだから、スポーツ施設はいいけど、これ、給食とかとなったらそうはいかないよね。これ、子供たちに聞くことになるの。

○特命事項担当副参事 この調査は覆面調査ですので、多くの不特定多数の方が利用される施設ということにしております。

○委員長 限定する。なるほど。

○行政管理担当部長 専門機関でしょう。生徒さんとか、そういうのではなくて。

○特命事項担当副参事 そういうのではないです。

○行政管理担当部長 ちょっと、そこを。

○特命事項担当副参事 はい。これ、インタビューというんですか、具体的にはその施設の窓口とか、そちらの方の対応とかを調査するということですので。

○委員長 窓口対応。

○特命事項担当副参事 ええ。あとは、その施設の安全性なり、清掃とかその辺が行き届いているかななどを見るということです。

○委員 となると、いわゆる満足度調査といっても、ある意味では、ちょっと違うな。どのぐらいリピート率があるかとか、どのぐらい使いやすいのかという、いわゆる、何となく、疫学的な調査といったらいいのかな。何かそんなようなことができないのかなというところです。要するに、評価というのは多面的な評価があるので、覆面調査をやったからって、すごく利用のサービスに反映するかなと思うと、ちょっとそれは偏りがあるのかなと思ひまして。もっと広範な利用者のアンケートというのも一部有効だと思うので。その辺はどうでしょうかね。

○特命事項担当副参事 アンケートはそれぞれの施設でやっております。この覆面調査については、その窓口対応とそういうあたりを調査しまして、その結果をまた事業者に戻すということで、サービスを向上させるということをねらいにしております。

○委員長 こういう調査をする方って、例えば、23区なんかをまたにかけて、どこでもこういうことをやるという、そういう調査会社があるんですか。

○特命事項担当副参事 ええ。そういうことを専門にしている調査会社があります。

○委員長 そうすると、何かあんまりやり方に関しては、我々が気にしなくても、本当になれているというのかな。

○特命事項担当副参事 そうですね。

○委員長 一番いいのは、だから、その調査会社の方から、よそと比べて杉並区はどうですかと聞くのが一番いいよね。何か共通にわかっているとね、そういうのを見ると少し安心できるというかね。だから、標準がわからないのでね、どこにあるんだか。

○委員 その意味で、先ほどの第三者評価というのが、要するに、区役所の設置した外部評価者による評価なので、純粹第三者評価というのと、ちょっと違うんですね。委員会の主催者が区ですよね。だから、委員の選定と、それから説明と、いろんな報告というのに、やっぱり完全に第三者とは言えない。別に、完全な第三者でやれという意味じゃないんですが。今、委員長がおっしゃったような形で言うと、もう少し専門的なのか、杉並区

以外の比較とかということになると、私がイメージしていたのは、随分前に申し上げた、横浜でやっている第三者評価機関というと、評価機関は全く独立しているので、せっかく横浜であるんだからって、今度は実は藤沢でも一部導入することになったんですが。そうすると、各自治体がまたがって、その分野の専門性を持った、ある程度客観的な評価というのはできる可能性があると思うんですね。行く行くの問題なんですけど、そんなような第三者評価というのもあり得るかなと思ひまして。

○委員長 そうですね。だんだん、どこの自治体でもこういうことが標準になってきたので。

○委員 ちょっと、用語の使い方として、ここでいう顧客満足度調査というと、一般的には、消費者というか、使っている方々にアンケートをして、その結果という感じで、この覆面調査は専門機関がやっているということですから、ちょっと、言葉の使い方としては違うかなという気がします。そこをちょっと整理した方が、紛らわしいかなと思います。

それから、ちょっとうちの宣伝になっちゃうところがあるんですけど、顧客満足度調査で言うと、ちょっと三菱総研的にも、実は、それをやっぱりほかのところと比較してということで、顧客満足度調査をうちとしてやって、同じような仕様にして、いろんな施設で使ってもらって、他のところと比較できるようなことというのはやっています。その事業者がやりたければ使ってくださいという形で提供しているのもあるので、満足度調査を横並びで見るといこともやろうと思えばできるかなというふうに、そういうことはやっているのがありますというご紹介です。すみません。

○委員長 ここで営業活動が。

○委員 いえ、すみません。カットしてもらっても構いませんので。

○委員長 冗談です。

ほかに、モニタリングの実施について何かありますか。

総じて点数は高いし、確かに深刻な問題だとしたら、今回の場合はさっき言った労働関係法令に関する遵守に関して、幾つか特定の事業者がそういう問題を起こしたということがありましたということですよ。これについては、だから、今回の対応としては、それをきっちり遵守を認識して、一回一回チェックするときにそのことについて確認をする機会をふやしましょうということで対応しましょう。これぐらいで対応しましたということでもいいんですか。これも、どういう対応がパーフェクトなのか、ちょっと。

それから、こういう経済状況なので、こういうことが起こってしまったことに関しては、

不可抗力で制度的な問題とは思えないということだったら、ただ一番構造的に深刻なのは、余りにもみんな入札で価格を下げていってしまうと、状況が厳しくなってしまうので、価格競争だけで議論していていいかなというのはどこでも言われるようになってきちゃったんだけど、ちょっと考えなければいけないことじゃないかな。余り考えられないような安い入札価格ってあり得ないので、一定程度、予定価格を想定するときの想定基準の中にそういうことを配慮しなければいけなくなるかもしれないですよ。もしこういうことが幾つもあるようだったら、そういうことをきちんと考えなきゃいけないと思うんです。

ちょっと、ここは想定よりも時間を余計とっちゃいましたけど。

じゃあ、次の議題に行ってもよろしいですか。今のようなまとめ方で、このモニタリングの実施については私たちは認識しましたということでもいいですか。

( 了承 )

○委員長 では、次に、2番の採択事業の取組み状況についてというのをお願いします。

○行政改革担当副参事 それでは、まず、資料4の方になります。採択事業の取組み状況についてになります。

これまで、民間事業化提案制度におきまして採択された事業、それぞれについての取組み状況について記載をさせていただいたところです。ごらんいただいてというふうなことになるんですけども、この中で、ちょっと最近始まったものについてということで、特にお話をさせていただくということにしたいかと思えます。

まず⑤になります。納付センターに関しましては、20年10月から開始をしているところです。こちらにつきましては、当初、区民税と国保から始まったわけですけども、その後、軽自動車、介護保険料それから保育料、そういったところにまで及びまして、21年度からは本格実施ということで、軽自動車、介護保険料、保育料については、20年度は回数はそんなになかったのですが、21年度からは取り扱いの実施の回数をふやすということで、本格実施を開始しているところです。

それから、6番目の自転車等に関する総合事業、こちらの方に関しましては、21年4月から民営化ということで始めているものです。この取組みの中で、放置自転車対策ということで、啓発等の事業も一緒に行っていただくというふうなこともしているわけですが、また駐輪場の空きスペースなどで、移動式カフェなどの店舗を運営するとか、そういった形でいろいろな独自の事業を展開していただいております、収入の確保もあわせてしているようです。これに関しては非常に評価が高いようで、今現在、東高円寺の駅周辺という

形になっているんですが、エリアの拡大そのものも視野に入れつつ今検討したいということで、所管課の方が検討しているという状況です。

裏面に参りますが、昨年度の採択事業になりますけれども、大田黒公園の利活用のプロジェクトになります。こちらに関しましては、来年度、平成23年度からの指定管理者の導入に向けた調整を今現在やっている最中です。22年4月からはイベント業務、樹木剪定、こういったものはすべて一括委託という形をとっておりまして、今、着々と指定管理に向けた調整をしているところでございます。今後、夏のライトアップですとか、それから正月の期間の開園ですとか、そういったことはこれまでも行ってきましたし、指定管理に向けて、さらにこれの拡充を図ろうというふうなことも考えているわけですが、あわせまして、夏季、こういった夏の期間に関しましては開園時間を延長したりといった形で、それぞれ利用者の方々のサービス拡充を指定管理にあわせて図っていこうということで、今現在準備をしているというふうに聞いております。

こちらの資料については以上になるんですが、資料5の電子地域通貨については、ちょっと、情報量が多いのでまた別でということで、一たんここで切らせていただきたいと思っております。

○委員長 これ、採択事業の取組み状況については何かご質問はありますか。

○委員 自転車なんですけど、すごく評判がいいということなんで。ただ、コストの問題をどこまで把握できているか。たしかこの提案で、事業者さん——NPOだったか何だか忘れちゃったけど、すごくいいということ。だけど、これは区でつくった自転車駐輪場ですよ。

○行政改革担当副参事 はい。

○委員 という財産に対して一定の民営化でメリットを与えるので、その辺のコスト計算だとかということはどうなっていますでしょうかね。実は、この内容自体には全然問題ないんですが、事によると、そのコストの問題になると、競争条件をつけなきゃいけないのかとか、一部の業務にするのかとか、何かそういったことが、要するに、区の財産である以上、その使用に関して何らかのコスト基準というのがあるかなと思ったんですけど。

○行政改革担当副参事 直接的な意味でのコスト基準というのは特になくて、これに関しては、5年間の条件つきということで貸与の契約を結んでいるわけですが、実際にその貸付料、その他に関しては、応分のコストといたしましょうか、土地の取得それから施設整備、そういったところに関してのコストを応分に案分した形で、5年間の賃借という

ふうなことで計算した結果でやっておりますので、過重に区の方が多く負担しているとか、そういうことはないかなというふうに思います。

賃借料で当然やっておりますので、また民営化ということで進めてきたところがございますので、このあたりのところは収益事業を独自に事業条件の中でやっていただくことで、事業者そのものはそれなりの利益を得ているところかなというふうに思います。

また、あわせて、先ほどもお話ししたとおり、評判が割といいということもあるので、一定の範囲の中でも十分厚めのサービスができるというのが証明できてきているのかなというふうには思っています。コストに関しては、さほど大きいことは考えていないというのが実態ですね。

○委員 実態としてはそれで十分だと思いますけど、多分いろんな移動式カフェ云々、広告事業だとか、この方たち、相当いろいろ創意工夫をされる方たちなので、恐らく一定の収益を再投資して、新しいサービス展開という——この自転車に関してですね。そうすると、今までは単なる管理、駐輪場対策だったのが、いろんな意味でまちに対しておもしろいインパクトを与える可能性があるなど。もちろんそれはそれですごくいいんですが、なぜそれをやっているのといったときに、いやあ、民間でやっていますというと、じゃあ、本体ですごくもうけているんじゃないかとか、その後いろんな意味での変なやっかみとかいろんなものが入ってくるので、その辺はきちっと理論武装しておいた方がいいかなという意味で申し上げまして。利益を削るとか、そういう意味じゃなくてですね。せっかく物すごくいい事業者だなど、実態も見えていないし、審査をした段階の記憶でしかないんですが、こういった創意工夫を生かすためにも、一応コスト情報というのは何らかの開示請求があったときにはきちっと提示できるようにしておいていただければなと思ったんです。

○行政改革担当副参事 大変申しわけないですが、そちらのところの情報把握というところは十分にできていないかなというふうに思います。もともと放置自転車の数そのものが、杉並区内、数としては激減していますので、集積場が多用途に使えるぐらいにまで、今、数が減っている状態でございますので、自転車駐輪業務総合体として考えたときには、駐輪場の運営だけで本来いいのか。民営化というときにはですね。総合事業として展開していくというのは確かにありな話なんだなというふうには、私どもも認識しています。

このあたりのところは、確かに理論武装が必要だと思いますし、コストの把握については所管課を通じて、可能な限りするようというふうには努めたいと思います。

○委員 放置自転車は減っているんですか。

○行政改革担当副参事 はい。減っています。

○委員長 理由はわかっているの。

○行政改革担当副参事 これまでの取組みとしか、ちょっと申し上げようがないんですけども、それ相応のコストを投じて、放置自転車の回収等を行ってきた結果かなというふうに思います。

じゃあ、数字だけ、ちょっと参考までに申し上げますけれども、放置自転車の数で言いますと、平成12年当時が、台数で言うと9,200弱。これが平成21年で1,700まで減らしていますので。実際、自転車集積場はかつては自転車で埋まっていた状態なんですけど、今は大型のトラックが入っても全然余裕というぐらいのスペースができていますね。今、保育園への転用なども考えているぐらいなので。自転車に関してはかなりの解決をしてくれていると思います。

○委員長 それは何か使っていらっしゃる方の心構えが変わったということですか。

○行政改革担当副参事 実際には、自転車駐輪場が整備をしてふえたということもありますし、言い方は悪いですが、区の方で取り締まりがかなり厳しかったということもあったと思います。

○委員 ちなみに、この間に駐輪場スペースがどのぐらいふえたんですか。収容可能台数が。

○行政改革担当副参事 収容可能台数、申しわけないです、ちょっと把握していないんですが、数的には台数が——ちょっと、今、資料を持ち合わせていないんですけど。

○委員 すごく興味深くて。

○委員長 いや、もう、すごいですよ、それ。目黒区にぜひ教えてほしい。

○委員 これ、全国的に何か情報発信するか、もう少しデータをまとめて……

○委員長 その方がいいと思うけど。

○委員 どうしてこうなったのかというのがすごく大きな、いい事例だと思うんですよ。ぜひ調べていただきたいなど。

○行政改革担当副参事 はい。承知しました。

○委員長 みんなふえているのに。

○委員 もし手があれでしたら、私がちょっと、いろいろ全国に宣伝してもいいんですけど。ちょっとこういう、いい事例というのを拾い集めたいなというふうに思っています。

それと、もう一つは、自転車は例のレンタサイクルというのが、たまたまフランスへ行

って見たら、すごく普及していてびっくりしたんですけれども。日本の場合、ちょっと自転車専用道がないというので一応問題なんですけどね。結構あれも生きる可能性があるので、そうすると、やっぱり自転車はこれから様相が変わり始めているので、エコも含めて、ちょっといい事例だと思うので、ぜひ何かまとめていただければと。

○行政改革担当副参事 じゃあ、所管を通じて、多分、数字はいっぱい持っていると思いますので、そのあたりをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長 この10年で8割減ったって、ちょっと考えられないぐらいですよ、本当に。すごい減り方。びっくりですね。みんな困っている度合いがふえている状態なので。つくってもつくっても、そこは埋まるんだけど、どんどん放置自転車はふえていくという状態なんですよ。それはすごいです。

せっかくなので、これ、例えば、きょうのこの①から⑧までの事例なんだけど、その中で委託費が幾らで、成果はどれぐらい上がったかと、そういう数字の書き方をしてるのは1番と5番なんだよね。できたら、現況のところ、幾らが委託費で、どれぐらいの数値で成果が上がったかって、わかるものについてはこの会のときの資料に載せてもらえるとありがたいと思いますけどね。

○行政改革担当副参事 こちらのあたりを、じゃあ、改善していきたいと思います。申しわけありません。

○委員長 そうですよ。

ほかに何かありますか。このお金の回収の業務というのは、やると本当にふえるんですね、頑張ると。つまり、追っかけないと払わない人がいるけど、追っかけるとそこそこに払われるのか、物すごい苦勞をされているのか、何かわかりますか、こういうのは。

○行政改革担当副参事 数字は多少そこに記載をさせていただいていますが、やはり伸びるというか、回収率は上がります。実際にどういうふうな形でというのは、苦勞しているかどうかというところまでは、大変申しわけないんですが。ただ、業務そのものについては、幾つかの事例に分けて、やはり金額が少ないですとか、残高が少なかったりとか、それから生活困窮度というのをはかった上で、そういった方々に強引な取り立てをするわけではなくて、やはりしかるべき方という、ちょっと言い方は余り正しくないかもしれませんが、そういった方々に対する追いかけていった結果で、若干ではあります、数字は上がっているかなというふうに思います。

○委員長 これも何か、よそとの比較で見るとか、そうしないと、これがどれぐらいの成

果なのか、なかなかわかりにくいんですけど。通常はこういうところをお願いしないと、管理職が電話をかけているんですよね。それで、嫌な思いをしながら、ほとんど成果は上がらないというのがこれまでの例だったんですよ。僕が知っている神奈川県と静岡県の場合で言うと、管理職が電話をかける限り、幾らかけてもほとんど何の成果も上がらないんですよ。そうやって、みんなやるのを嫌がっているし。これを、だから委託をすると、こういうふうに戻ってくるって、何か不思議な感じがするんですけど。杉並だからなのか、これも僕には判断基準が、ここではうまくいったという感じですね。

○委員 私の方でいろいろ調べたことがあるんですけど、やっぱり職員の方だと、日常の仕事をやりながらやっているんで、かけられる時間が決まっていて、こういう業者さんだと、どの時間にかけるといえるかとか、そういうこともわかっているんで、本当に計画的に電話したり告知したりするので、かなり効果的に、その人にまず接点を持てるというのが全然違うみたいですね。だから、ある意味、ノウハウをやっぴりお持ちでやっているということなので、効果はどこも上がるみたいですけどね。

○事務局 今のお話のとおりでして、遠くの方々、特に保証人の方々にもかなり、追っかけるという大変なんですけど、請求していると。本人がなかなか払えなくても、遠いところまで、全国組織なので、全国隅々まできちっと追いかけていっていただいて、その実態も含めた調査をしていただいた中で、継続的なお支払いをお願いしているというふうな形になっていますので、ある程度、これも何年かやって軌道に乗っていますので、継続に払っていただいている方というのがこの件数の中にはかなり占めています。その上に新規ということで、やはり区の職員というのと、委託を受けた民間の方というのでは、お支払いいただく方の受け取り方が若干違うようでした、区の職員だと払っていただけなくても、払っていただけるようなことは、ちょっとお聞きはしております。

○委員長 これもこういう制度が大体どこの自治体でも確立してきていて、こういう業者をお願いをすると、そこそこ、少なくとも困っている人から無理やり取るということはないとしても、ずるしている人からは取れるようになってくるというかね。

おおむね①から⑧の事業で言えば、困っていてうまくいかなかったというものはないと  
考えていいんですか。

○行政改革担当副参事 ①から⑧に関しては、おおむねうまくいっているというふう  
に考えていいかと思います。

○委員長 あとはまだ、これから準備するものとか。

○行政改革担当副参事 そうですね。これからお話しする地域通貨の件と大田黒に関しては準備中でございますので。

○委員長 準備中。わかりました。

そうすると、これは状況をお伺いしたということで、今回は議事としてはそれでいいと。

○行政改革担当副参事 そうですね、経過の報告ということで。

○委員長 わかりました。

そうすると、今飛ばした地域通貨のことについて、次、説明をいただけますか。

○行政改革担当副参事 はい。それでは、昨年、テーマ型提案ということで採択いただきました電子地域通貨について、資料5になります。この間、採択以降、3月の委員会におきましてもご報告をさせていただいたところなんですけど、その後の経過についてということで、少々動きも大きくなってまいりましたので、その点についてのご報告をさせていただきたいと思います。

結論から、新区長に変わりましたというところから申しますと、新区長のもとでもこの事業については実施をするということになってございます。

通貨事業そのものの目的については、ご採択、ご審議いただいた時のものになりますので、こちらの方は省略をしておりますが、この間、12月の採択以降、やはり金額の問題が非常に大きかったということもございましたので、3月までの間、協議のポイントを絞り込みまして、それぞれ費用の圧縮、また費用分担の適正化ですとか、それからその目的というものの絞り込み、そういったところなどを重点的に、選定事業者になりましたフェリカポケットマーケティングと協議を続けてまいったところなんです。

年度が明けまして、一定の協議が整ってきたということで、さらにその事業を推進していこうということで、今回新たにですけれども、杉並区電子地域通貨推進委員会というものを、選定事業者だけでなく、その他、協力していただける企業等の方々にも参加していただいて、設立することとなりました。

この資料5の中の下の方、3の推進体制というところがございますが、この推進委員会の設置に関しましては、その目的として、この電子地域通貨の事業に参加・協力する企業と産官学でそれぞれの責任を果たして、相互に連携・協働する組織として設立するものでございます。こちらで委員会を設置し、通貨事業の円滑な実施を目指そうというものでございます。

裏面に参ります。この推進委員会の所掌なんですけれども、まず事業の推進に関するこ

と、またその他、協力企業等にさらなる参加要請等を行っていくことと委員会の運営という事で、これは区長、副区長を入れた形で行っていくものです。インフラの整備ですとか、それから加盟店の開拓、それからサービスの内容、こういったものに関しましては、それぞれこの推進委員会の中に部会を設置いたしまして、意見の取りまとめ、調整等を行ってまいります。また、この事業の推進にはそれぞれ助言等を受けるということで、学識経験者からなりますアドバイザーを置くということで予定をしております。

今後のスケジュールでございますが、23年度の秋以降に段階的に実施と。約1年後になります。段階的に実施していくということを視野に入れて、来月になりますが、9月に第1回の推進委員会を開催する予定でございます。今後、議会にこのシステムの構築経費等を予算計上いたしまして、フェリカポケットと正式に契約を結ぶ予定であります。

それぞれの協力する事業者に関しましては、従前からいろいろお話しさせていただいたところですが、いわゆる S u i c a をやっている J R であつたりとか、イオングループであつたりとか、それからセブンアンドアイですとか、それからぐるなび、それとヤマト運輸などが予定されてございます。まだ正式に協議が成立したわけではないので、今、予定しているというふうな段階でございますけれども、そういった企業の方々からの協力をいただけるものというふうなことで進めています。

また一方で、区内の団体、商店会連合会ですとかそれから商工会議所、またそれ以外にも、区内の大学などにもご参加いただくようなことを想定して、今、協議を進めている段階です。

資料については以上になります。特に、通貨事業に関しては、委員の先生方にもかなりご意見をいただきながらやってきたところではございましたので、こういう形でご報告させていただきました。

以上になります。

○委員長 これはそれでオーバーヘッドコストで払わなきゃいけなかった金額は、ある程度は、納得のいく金額まで下げてというところまできているんですか。

○行政改革担当副参事 たしか、数年時、3カ年分で約10億ぐらいの金額だったかと思えます。この金額に関しては、半分近い、6割ぐらいまで落ちてきたかなと思えます。それが3月時点までの協議です。それ以降、システムの内容そのものは、実は、この推進委員会等でも考えていかなきゃいけないことだと思うんですが、各店舗の負担ですとか、それから、特にイニシャルコストでは、カードの読み取り機ですとか、そういったところにか

かる負担が一番大きいかと思えます。こういったところはどういうふうに負担していくかということを中心に詰めていった結果で、また金額はさらに落ちていくのかなど。

それから、システム構築に当たっても、いきなりすべての事業を一斉にスタートさせると、どうしても金額ははね上がりますので、また段階的にスタートさせるということで、拡張性を持たせながらも、システム開発経費はある程度落とし込むというふうなことも必要かというふうに考えています。その辺のところを踏まえて、金額は3月時点で、確かに当初からの6割程度まで落ちてきたというところがありますが、さらに落とせる要素は出てきているかなというふうに思います。

○委員長 これは全然関係ないですけど、J : COMの人にこの話をしたら、杉並区へ伺いますとおっしゃっていました。だから、地域のケーブルテレビの会社も飛び込んでこられると思うんですけど。ただ、こうやって広がっていっちゃうと、杉並というのがだんだん消えてきちゃうでしょう。ちょっと悔しいですよ。だから、何かどンドン S u i c a ベースになっていってしまうよりは、やっぱり杉並ベースにうまく置いておきたいよね。ここから始まっているぞという、何かうまい方法はないのかな。

周辺の自治体もきっと同じときに、隣の自治体、清原慶子さんという三鷹の市長さんにも、この話で、三鷹は放送を中心にこういう地域のアイデンティフィケーションというのを高めることをされていて、そういうやり方をされているんですけど。えっ、地域通貨でやるんですかと、おっしゃっていましたね。聞きに来るようなことをおっしゃっていたので。隣もきっと関心を持っていらっしゃる、多分間もなく来られると思いますよ、僕の予想では。

○委員 これのシステム開発は、杉並の独自分分は当然ありますよね。

○行政改革担当副参事 そうなると思います。

○委員 ですよ。でしたら、随分昔、横須賀市が電子入札をやったときに、やっぱり自分たちの権利を確定して、どこか、幾つかの自治体に売ったんですよ。物すごく安価で売ったんですけど。これ、もともとこの話をしたときは、杉並ができるということは、当然どこでもできる話だし、そもそもこの提案制度って、杉並がやった意味というのは、東京23区あるいは中核市レベルにどんどん広がっていくだろうということもあったので、これがもしうまくいく、もうここまで来ると、ちょっとかなりできそうな感じなので、将来の拡張はどんどん広がるにしても、杉並方式か、杉並でちょっとその辺、権利をいただくぐらいにして、もうけようというわけじゃないんですけど、先生がおっしゃったように、

やっぱり杉並型何とかとか、S型何とかとか、何とかまる何とかとか、何かちょっとその辺ね。

○委員長 出発点がどこだったかが見えなくなっちゃうと、悔しいものね。

○委員 行政側というのは、先ほどの自転車もそうですけど、ほかの自治体に聞いても、自分でいいと思うんだけど、広めようという意識が全然なくて、もったいないんですよね。

○行政管理担当部長 特許を。

○委員 特許まで行かないんですけど、何かできるはずですよ。

○委員長 それ、絶対、9月の決起集会のときには、その話をされた方がいいと思いますけどね。全部、フェリカポケットマーケティングが持っていっちゃいそうな予感がするのね。そういうときはただにしてくれとかね、オーバーヘッドコストを。何か仕事の機会を見つけてあげた感じなんだもんね、杉並区は。

○行政改革担当副参事 おっしゃるとおりの部分はあるかと思います。確かに、私どもとしては、杉並発というのは、多少こだわりは持つべきかなというふうには思っています。

○委員 多少じゃなくて、うんとです。

○行政改革担当副参事 これはカードそのもののデザインとか、そういったところでは杉並の独自性というのは出てくると思うんですが、それはあくまで媒体なので、ビジネスモデルとしての杉並型というものはどうしていくかというのは、まだちょっと、正式にどうするという話はないんですけど、ただ、フェリカポケットに支払うべき金額をいかに抑えるかというところとの折り合いは考えていかなきゃいけないというふうには思っています。でないと、こちらばかりが負担が出てきて、コストとリスクをこちらが負うことになっていきますので、このあたりのところはリスク応分というところも含めながら、譲るべきところは譲って、主張するべきは主張してというふうな駆け引きは必要かなというふうには思います。

○委員 だから、基本的に言えば、地域限定ということと、それから自治体、つまり公的な機関が初めて入るわけですよね、このフェリカサービスに。この2点で、相当の売りがあるはずなんですね。やっぱりそこを売らなきゃ、例の株主何とかじゃないですけど、企業だったら、株主の利益を奪うような感じですよ、ただで売り渡しちゃったら。せっかくの意匠なので、特許は無理にしても、何らかの形で権利保護をして、自治体が拡大をするときにはちゃんと上納金を少し寄せせだとか、あこぎな商売をしろというんじゃないですけど、とにかく杉並の名前を売ることによって、杉並区民はそういう意味ではすごく誇

りに思うでしょうし、現実にはそれが経済的なメリットと——これ、実は広げれば、私は物すごい創意工夫で、小規模自治体型、大規模自治体型、都市型、農村型といろいろあると思うんですよ。だから、ぜひその辺、お取り組みをいただければと。

○委員 本当にそうだと思うので、その辺、最終的には契約書の中でそういうことをうたうことになると思うので、そこをきちっと、本当は弁護士さんとかを入れて、権利のところをしっかりとやるぐらいを本当にやった方が。

○委員 やらないと、三菱総研にとられちゃいますよ。

○委員 いえいえ、うちはそんな事業はやりませんが。そうやった方がいいと思いますよ。

○委員 ですよ。これ、結構いい商売ですよ。いい商売って、そんなにもうからないですけど、すごくいいですよ。

○委員 民間は、それで多分商売していると相手方は思っていると思いますので。その辺はやられないより。

○委員長 もともとは、子育て支援と、それから地域のクーポンと、それから高齢者のための支援の、このお金の運営のシステムとして考えたわけだけど、それはもちろんベースになっていきやいけないから、そういうのがとても大事なことなのかもしれないね。自治体が推し進めたかった強いサービスの部分というのが加わっているというのは、とても重要なことだと僕は思うけど。

ほかにもあるかもしれないよね、実際の仕事の中で、これに加えていいもの。何かどんどんどんどん広がって行って、プログラムの中に組み込むのは簡単だからね。3行ぐらい書けばしまいなんだから。本当に、多分そういうものなんだよね。

ただ、広げていくためには、やっぱり、非接触型だけど、相手の端末がどうしても必要になる。このフェリカポケットの端末というのは、そのすべての人の背後にある銀行の預金口座まで行って帰ってくるという、それも0.6秒の間で行って帰ってきて処理ができるという、その人のある種の信用をバックアップしているわけでしょう。だから、そのメカニズムがうまく使えるような、何かいい方法があるといいですよ。でも、プライバシーまでは行ってしまうと困るので。

きっと、それでも J : COM は来ますよ。杉並ケーブルテレビジョンというのは、ケーブルテレビ会社の中では本当にしにせだからね。普通のケーブルテレビ会社よりは、はるかに地域のことを丁寧にやり始めたケーブルテレビ会社の一つなので、これもやっぱり、

入ってくると、とてもありがたいと思うんですね。

○行政改革担当副参事 J : COMは杉並が出資をしてもいますので。

○委員長 あ、出資しているの。

○行政改革担当副参事 杉並ケーブル時代に出資をしておりますので、株主としても……

○委員長 そう。それで、何かほかのケーブル会社とは違うんだね。

○委員 TVショッピングとか、いいんじゃないですかね。あれはちゃんとカードナンバーを入れられるから。TVショッピングでやったよね、バッグなんか。

○行政改革担当副参事 そうですね。行政サービスだけじゃなくて、流通系の考え方、当然n a n a c oですとかWAONですとか、そういったところも入ってくるとは思いますけれども、また別の意味で、商店街が入ってきますから、そういうところでの流通のサービス、例えば買い物難民をどうしていくかというのも一方で出てきたりとかがあると思います。こういったところの対策ですとか、商店街をどういうふうに振興していくかというのは、一方で大きな課題なので、このあたりのところも含めて、どう、このカード事業が展開できるかが……

○委員長 何か大手ばかりにいいところをとっていかれちゃって、杉並の固有の商店街の人たちが痛い目に遭っちゃうと、何にもならないからね。これ、買い物難民なんて対応するのは、クロネコヤマトとかセブンアンドアイがやってくれるだろうと思いますけど。ご近所の商店街で買ってくれるとベストだよ。

○行政改革担当副参事 あくまでも区内消費をというところが重要ですので、大手の量販店ですとか、そういったところにとられてしまうのではなくて、区内の昔ながらのお店がいかに発展できるか、そういったところもきちんと考え合わせた事業にしていかなければならないという大きい課題がありますから、こちらのところは9月から始まります委員会も含めて、きちんと調整等をしながら、事業の実施に向けて取り組みをしていきたいというふうに思います。

○委員長 個々の商店街だと、端末を置くのが物すごくコストだからね。

○委員 だから、補助金審査のときにやりましたけど、商店街の振興策ってめちゃくちゃに多いんですよ、メニューが。補助金を多分何千万か出していると思うんですよ。それを全部こちらの端末に切りかえちゃって、結果的には売り上げが上がると、全国の商店街対策事業がさま変わりする可能性がありますよね。大体、電飾だとかカラー舗装で、かえって商店街の負担をふやしてばかりなんですから。その辺、ぜひ。

○委員長 まだまだ、どういうふうに広がるか。

○行政改革担当副参事 おっしゃるとおり、あると思います。商店街対策は、確かに金額としてはかなり大きい金額を出していますので。そうはいつでも、イベント補助ですとか、それなりに意味があってやっているものもありますので。

○委員 ないです。

○行政改革担当副参事 このあたりは、商店街補助のあり方はまた別のところで考えたいと思いますけど。総体的には検討する余地はあるとは思いますが。

○委員長 区内に商店街というか、商店組合は幾つぐらいあるの。

○行政改革担当副参事 連合会に加盟しているところとしていないところがあるんですけど、130。

○委員 すごい数ですね。

○委員長 やっぱり、だから、その人たちにプラス行かないとね。何かうまい方法があるといいけどね。役所の方で考えるのも、そういうところを重点的に考えなきゃいけないんじゃないかと思うけどね。

○行政改革担当副参事 先ほどから申し上げているとおりで、やはり本当に区内の商店街でいかにお金を落としてもらうかというところが重要ですので、こういう仕組みをどういふふうにつくれるかというところがこれからの課題かなというふうに思います。

○委員長 これも言いたい放題言って、聞いておけばいいんですか。

○行政改革担当副参事 ご意見としてちょうだいして、今後の参考にさせていただけたらと。

○委員長 きょうは何かいい話ばかり聞いちゃって……

○行政改革担当副参事 きょう、この地域通貨の所管の職員も来ておりますので、ご意見を参考に、いろいろ考えていきたいというふうに思います。

○委員長 何か、とりあえず、一番強い意見は、上手に杉並をどこかで売り出しておいってくださいという、そういうことが一番大きいかも。このレベルでやっているところは、全国にまだ一つもないので。動き出したら、やっぱりすごく大きな話題になると思いますよね。

それから、こういうことを、今、国は丸ごと支援しようとしているので、その制度に関しても目を光らせておいってくださいよね。特に、総務省の方では、こういう分野、教育分野とか地域振興の分野とか、それから医療の分野とかというので、うまく地域から経済活

動が活発になるためのいろんな制度というものができ上がっている。

○委員長 何か、ICTを上手に使って、経済活動を活性化させる、それを地方自治体ベースでやるというのは物すごく重要なテーマになっちゃっていて、総務省の中では一番重要っぽいテーマになっています。まだ制度が動き出しているようには思えないけど、確実にこれが動き出す来年の秋のときには、体制が整うと思うのね。

このテーマ、資料5についてはよろしいですか。何か、ありませんか。

○委員長 いいですか。

それでは、次が資料、今年度の民間事業化提案制度について、今年度どうするかという問題ですね。

○行政改革担当副参事 はい。それでは、資料6になります。今までいい話をずっと続けてきて、今度、最後の最後でというところになるんですが。

まず、今年度の民間事業化提案制度についてなんですけど、7月に新区長が就任いたしました。新区長がもう常々申しているところではあるんですが、今後新しい区政を展開するに当たって、基本構想また計画の策定を新たにすると。また、それに向けて、これまでの区政の取組というものを評価・検証するというので、その作業の一環ということで、杉並版の事業仕分けというものを実施するというので考えてございます。

今年度なんですけれども、これは区の考え方として、その試行的な取り組みといたしまして、行政評価の制度を活用いたしまして、外部評価委員会の機能を充実・強化するというふうなことで、この評価対象の事業について検証を加えていくというふうなことで、対象事業の絞り込みですとか、そういった選定作業等を今後やっていくというふうなことを考えてございます。そういった中であってということになるんですが、今年度の民間事業化提案制度なんですけど、テーマ型、自由型につきまして、両方ともなんですけれども、この事業者から提案される事業、またそのものが事業仕分けの対象事業になり得るものが出てくる可能性があるということ。また、今後の構想ですとか行政計画を策定する中で、仮に採択されたものについても、事業の実施そのものについて確約が難しいという状況であること。また、これはすごく極端な例ですけれども、この民間事業化提案制度そのものが仕分けの対象になるということもあり得るわけで、そのような状況下にありまして、今年度に関しましては、見送りということで考えてございます。

ただ、先ほど電子地域通貨また大田黒公園等申し上げたとおりで、これまでに採択された事業については継続して実施してございますし、採択されたものについては、協議して

いるものについては、今後も協議を続けて実施に向けた取り組みをするということは意思決定を図ってございます。ですので、今年度についてということで休止をさせていただきます、この委員会の事項でもありますモニタリングについても、当然引き続き実施すると。今年度は休止といたしますけれども、来年度以降これがどのような制度になっていくのか、また、この委員会の役割、そういったところについては、やはり検討していく必要があるかと思っておりますので、今後、また委員の先生方の意見交換等を通して、どのような形にしていくべきかといったところをご意見賜ってまいりたいなというふうに考えてございます。

結論だけ申し上げますと、今年度の民間事業化提案については休止ということで、こちらの方から、私どもの方からお話をさせていただいたというものでございます。

私からは以上です。

○委員長 これは何かご意見ありますか。

これ、きょうが最終回になる可能性が。

○行政改革担当副参事 それはないです。

○委員長 ないの。

○行政改革担当副参事 やはり、今後のことについてはご意見をいただきたいというふうに考えてございますし、また、先ほど来いろいろご意見を賜りましたが、採択された事業、まだ実施されていないものもござりますので、それらについては経過のご報告もさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、来年度モニタリングを実施するに当たって、どういうふうにやっていくか。あわせて、仕分けというものが今年度行われるということになりますので、そういった仕分けの作業そのものの経過についても、一定程度ご報告はさせていただきたいなというふうに考えておりますので、少なくとも今年度は、まだ、あと1回は必ずやらせていただきたいというふうには考えてございます。

○委員長 これまでの状況はよく理解しましたけど。

何かこの制度についてご意見はありますか。

最初は、どちらかというと、行政主導で過去10年ぐらい前までは仕事をしていて、それを、できたらできるだけ民間に委託した方がいいという大きな流れが出てきて、何か民間の方に声をかけて、事業はありませんかといって、民間事業化提案制度というのがつくられたよね。やってみたけど、だんだん出てこなくなってきた、最初35件ぐらいだったのが、

最後は数件になるような、じり貧状態。我々でみんなで考えたのがテーマ型という言い方になっていって、このテーマ型というものの代表選手がさっきの地域通貨の制度だったわけで、その成功した理由を考えると、行政の中での管理職のトップの人たちに何か意見ありませんかとやったら、出てきたのがその地域通貨。ああいう高齢者のとか、幾つかのものを一体化させて運営するようなものがあるといいなと出てきたわけ。

でも、要するに、何が言えたかということ、初めは民間に委託した方が民間のノウハウやなんかを得られると思ったけど、やってみるとなかなか行政内部の仕事について民間の人が理解をするのは難しく、結果的には、行政の仕事というのをよく理解しているのは、これまで経験を持っている役所の内部のトップの方の人たちが、そういう見識が一番高かった。それが成果として切り口になって、それに後からみんながわあっと乗ってくる。だから、アイデアが元にあったら、そこに乗ってきた民間の会社も何か物すごい立派な会社が次から次から参入してくるような、そういうことになったわけだから。このテーマ型というのかな、役所で長年仕事をしてきている人の中で、こういうことについてやってもらったらいいなという感覚のものというのは、この形がいいかどうかは別にして、いつでも何かそういうことを考える、毎年丁寧に考えていて提案するというのがあるといいんじゃないかなという気がするんだけど。

1個出てくると、こんなに手間がかかる。1年やそこいらでなかなか立ち上げられないぐらい手間がかかることなのかもしれないけど、それぐらいやって、やっと本物のものが出てくるわけだから。この地域通貨そのものが成功するかどうかという問題よりは、地域通貨型の提案制度みたいなのは、役所の中から出てきたこのメカニズムをほかに上手に応用して、二つ目のもの、三つ目のものという提案型というのが出てくるといいんじゃないかなと、そう思っているんですけどね。

○委員 まさにそうだと思っていて、今まで提案ということで、既存のある事業一つ一つについて民間に提案してもらって、じゃあ、それを効率的にやるとか、効果的にやるよというのが、どちらかという民間提案制度で、今言ったように、テーマ型はそれを少しいろいろ集めてやったものだと思うんですけども、今後、事業仕分けをどういうふうにしてやられるかわからないんですが、単純に一つ一つの事業を、いい、悪いで消すというよりは、それと同時に、こことこの事業、実はこう統合するといいいよとか、この事業をこう変えた方がいいよとか、そういうことが中で議論されてきて、その中からテーマ型みたいなものが出てくると、非常にいいんじゃないかなという気がいたします。

○委員 このごろ、特に自治体の事業仕分けに参加するときに気をつけているのが、こんなのは無駄だとか、これ、やめちまえではなくて、こうした方がいいんじゃないですかね、検討していますかという言い方に、少し変えているんですね。

というのは、やめるといったって、やめない理由はいっぱい山ほどあるし、30分の中でそんなのは全部出てくるわけではないし、むしろおかしいことで業務の改善を、やっぱり気づきの場にするというのが一番なので、事業仕分けはそれがないと何も意味がないなど。

となると、先生方もおっしゃっていたように、何か気づきの場に変えるような、例えば、杉並版事業仕分けというのはそういったものを生み出すものだという、ポジティブな方向、今がネガティブというわけではないですが、どうも誤解されたあれで、何か事業を削ると思っている人が多いので。そうではなくて、ポジティブな意味で事業の再構築をするというふうにすれば、今までの経験がいろいろ生きるかなという感じですね。

特に、民間参入に向けた事業仕分けというんですか。今まで役所がやっているんだけど、民間側あるいは市民の側でやるとしたら、こんなこと、このフェリカとか、地域通貨もそうだと思うんですけど、そんなような観点で事業仕分けに取り組むと、この趣旨がずっと生かされるような気がしまして。ぜひ、そんな方向で。

それを考えると、どうもこのやめる理由が、何か取ってつけたような、やめるための理由に見えて、やっぱり発展的解消的な言い方がいいんじゃないかな。だって、対象になるから、あらかじめこんな提案を受け付けませんかとかね。提案をしたところで採択されたって継続の見込みはありませんって、何かもう本当にネガティブ、ネガティブで、事業仕分けというのは、こうやって上位概念で、全部取捨選択するやつなんだから、あらかじめこんなような提案は受け付けませんよという言い方に見えちゃうんですね。それじゃなくて、発展的に考えれば、事業仕分けで、本来官民の役割を見直しながら、効率的な行政を行う手法の一つとして、今までの成果を生かして発展的にやるとか、もうちょっとポジティブにさせていただかないと、せっかく長年取り組んだ割には、何か随分つれない三下り半だなという感じがするんです。

○行政管理担当部長 すみません。全くよくわかります。

それで、実は、ちょっとここには、今年度のということで、そこにかなり力点を置いた形で書いているんですけども、先ほど基本構想、総合計画の話をさせてもらいましたけれども、田中新区長のマニフェストのもう一つの柱に協働計画という部分がありまして、田中新区長自体は、これから分権の時代の中で、基礎的自治体の役割とか、事業そのものも、

縮小じゃなくて、むしろふえていくんじゃないかと。それだったら、財源の維持を含めて、自治体の財政、財源とか、あるいは人の資源を含めて、ふえるとは考えられない。必然的に、必要なサービスを提供していくには、やっぱり新しい公共という概念の中からその仕組みをつくっていかなくちゃいけない。そういう協働計画という中では、民間活力の活用も含めてなわけで。そういった、基本的なコンセプトというか方針があるんですね。そうすると、協働の推進の中で、今回のこういう、ある意味では、既存事業の民間化とか、それから、新しい事業に対して民間、NPOを含めた、そういう地域団体の方のお力をかりて、供給の多様化を図ると。そういったのは、当然、数年前からのテーマでしたけども、そういった中で、こういった仕組みの上での発想、それがどう生かされているかなというのがむしろ重要なのかなというふうに思っています。そういった意味では、ある意味で、発展解消という形に。解消というか、発展になってくる。

それから、ある意味では、この提案制度そのものの審査自体が、こういう言い方をしちや、実際、構想日本がやっている事業仕分けとはやり方が違いますけれども、この分野については民間で仕分けができるんじゃないのという、そういう民間からの提案に基づいて、それを審査してきたという。2年ぐらい前からは、所管課ヒアリングということも入れて、これはちょっと公開の場じゃなかったですけども、あれを公開でやると、まさに事業仕分けになっちゃうと思うんですけどね。それをヒアリングをしながらやってきたという取り組みもありますから、その辺もよく精査しながら、どういった形で、さっきの協働計画あるいは協働推進の方針の中に、そういった考え方やこれまでの教訓を生かせるかなという、そういう問題意識は持っています。それをちょっと色濃く出すような形で、文章にするにしてもね。申しわけございませんでした。

○委員 いや、何か言わなくちゃいけないから言っただけで。

○委員長 でも、杉並型の通常の事業仕分けとは違う、杉並型の事業仕分けをしますというのは、ある程度イメージするところがあるからおっしゃっているんだと思うし。それから、新しい公共という概念みたいなものも、簡単に使える言葉じゃないので、ある程度イメージを持っていらっしゃらないと、使えないと思うのね。これも、だから期待していいんじゃないかという気がしますけどね。

それからもう一つ、何だかんだ言いながら、PFIにしたって、指定管理者制度にしたって、通常の委託にしたって、杉並は量や数を物すごく多くやっていて、そういう世界の中にあるわけだから、他の自治体と比べるとはるかに民間とのかかわりはとても強くなっ

ている状態ですよ。そういう中で新しい見直しを考えるとというのは、一ランク、もう一つ上のレベルのところに行ける可能性はすごくあると思いますよね。

何か、一たん役所の方は自信をなくして民間に任して、だけど、民間の方だってそんな簡単に何か見つけられるわけじゃなくて。よく考えてみると、一番重要なポイントのところを見つけれられるのがやっぱり経験のある役所の人たちだったということがわかってくると、そういうところに今ポジションがあるというのがわかると、新しい考え方というのはできやすいんじゃないかなという気はしますけどね。

だから、全体が前向きなのでいいんですけど、しかも発展的にこのモニタリング委員会が解消されるというのも悪くないと、僕は思いますけど。

○委員 解消じゃないです。再構築。

○行政改革担当副審査 まだ、解消とは申し上げていません。今年度はという。

○委員長 いい時期の時に関与させていただいて、とてもうれしいです。

○行政改革担当副参事 終わりということではなくてですね。

○委員長 きょうの議論というのは、こういうところで、さっきからありましたように、もう一回は、とにかくどこかで、9月以降の地域通貨の展開も含めて、いろんなことについてご説明を受ける会がありそうだということなんですかね。

きょうの議事の内容は一通り終わりなんですけど、これできょうの会議を終了してよろしいですか。

○行政改革担当副参事 次回なんですけれども、一応、今後の展開にもよりますので、確定的にこの月というわけには申し上げられないんですけど、大体年明けを目途に考えたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長 はい。

じゃあ、何かありませんか、話しておきたいこととか。よろしいですか。

( なし )

○委員長 じゃあ、きょうの会議はここで終了させていただきたいと思います。

どうも、暑い中ご苦勞さまでした。ありがとうございました。